

## 高松市生涯学習センター 生涯学習推進事業

「生命保険の基礎知識～加入から見直しまで、生命保険を1から学ぼう～」を開催しました。

平成30年10月10日（水）、公益財団法人生命保険文化センターより木宮紀子さんを講師にお迎えし、「生命保険の基礎知識～加入から見直しまで、生命保険を1から学ぼう～」の講座を開催しました。

私たちが日々生活していくうえで、起こりうるリスクにはどのようなものがあるのでしょうか。主には、「死亡」「医療」「老後」「介護」の4種類だそうです。これらのリスクについて、どのような備えがあれば安心なのか、生命保険について詳しく知らない方でも分かり易いようにポイントを絞って説明してくださいました。



生命保険は「主契約」と「特約」の組合せでできています。主契約とは、生命保険のベースとなる部分のことで、単体でも契約できます。一方、特約は、主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実させるものです。この2つの言葉の違いは、保障選びの際に欠かせないものですので、しっかり区別して覚えることが大切だそうです。

もし、病気や怪我により、病院で治療を受けた場合、公的医療保険制度により医療費の一部を私たちは負担することになりますが、入院等をしたときは自己負担が高額なることもあります。このような場合に、「高額療養費」制度というものを利用すれば、自己負担が減る可能性があります。高額療養費とは、同じ月に同じ病院でかかった医療費の自己負担が自己負担限度額を超えたときに支給されます。自己負担限度額は、70歳未満か70歳以上かで異なり、また、所得によっても異なるそうです。例えば、70歳未満の給与所得者で月収28万円以上53万円未満の場合、自己負担限度額は80,100円＋（医療費－267,000円）×1%の計算で求められます。ここで求めた自己負担限度額を窓口負担額から差し引いた金額が高額療養費として支給されます。しかし、入院時の食事代等の一部負担や差額ベッド代、先進医療の技術料などは高額療養費制度の対象外となりますので、注意が必要です。受講生の多くは、もしもの時に備えて、熱心にメモを取っていました。



また、遺族年金や死亡保障についても押さえておきたいポイントをいくつか講師に説明していただきました。

最後に、結婚や出産といった生活環境の変化によって生命保険の見直しを検討することが大切であることを講師から受講生に伝え、講座が終了しました。